障がい福祉だより

Vol.5

佐世保市の障がい福祉のとりくみについてご紹介します。

レスパイト事業について



佐世保市では、在宅で医療的ケアを必要とする重症心身障害児者を介護するご家族の精神的・身体的負担の軽減（レスパイト）を図るため、以下の2事業を実施しています。

1 佐世保市在宅重症心身障害児等短期入所支援事業

重症心身障害児者を介護するご家族の病気や都合などで一時的に介護ができないときに、佐世保共済病院において医療的ケアを伴う短期入所サービスを提供します。

2 佐世保市訪問型在宅レスパイト事業

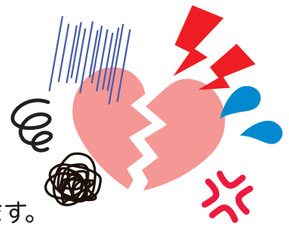
重症心身障害児者のご自宅に佐世保市との間で委託契約を締結した訪問看護ステーションの看護師等が滞在し、介護者の代わりに医療的ケアを伴う見守りを行います。

詳しくはお尋ねください。　問い合わせ先：障がい福祉課　障がい支援係

障がい者への虐待を防ぎましょう

障がいの特性に対する知識や理解の不足、障がい者の人権に対する意識の欠如等により、障がい者虐待が起こってしまうことがあります。障がい者虐待には、

身体的虐待（殴る、蹴るなど）
性的虐待（性行為の強要、わいせつな映像を見せるなど）
心理的虐待（怒鳴る、無視するなど）
放棄・放置（食事や水分を与えないなど）
経済的虐待（年金や賃金を渡さないなど）の5つのタイプがあります。

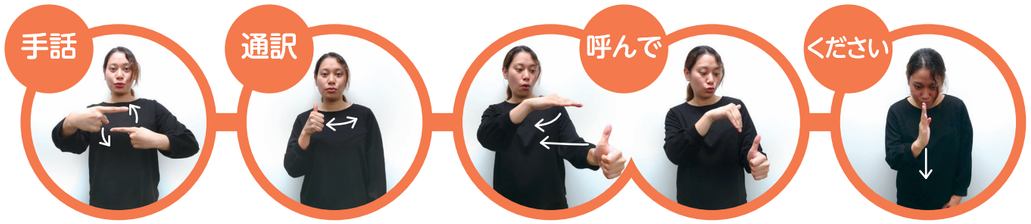


もしかしたら虐待？と思ったら
すぐに**障がい福祉課へ**
ご相談ください。あなたの通報が
支援につながります。



- 通報は**匿名**でも構いません。
- 通報者の情報が外部に漏らされることはないので、ご安心ください。
- 虐待であるか、**はっきりわからなくても通報できます。**市が虐待の有無を判断しますので、通報者自らが調査して虐待であるかどうかを認定する必要もありません。

手話通訳とは



手話は、聴覚障がい者にとって音声言語に代わる大切なコミュニケーション手段です。
手話通訳は、聞こえない人と聞こえる人の話す内容を、聞こえない人には手話に変えて伝え、聞こえる人には話し言葉に変えて伝えるものです。



手話による通訳は、福祉場面のみならず、病院、警察、講演会、テレビ、買い物など、あらゆるところで必要です。
いろいろな場面で、円滑なコミュニケーションがとれるようにするのが「手話通訳者」です。

障がい者関係団体を紹介します

一般社団法人長崎県ろうあ協会佐世保支部



昭和25年に長崎県ろうあ福祉協会佐世保支部として発足し、平成22年に団体名称変更で一般社団法人長崎県ろうあ協会佐世保支部となりました。会員は18歳以上の聴覚障がい者で、現在80名の会員が在籍しています。主な行事はお花見会、ビアパーティー、手話フェスタ、高齢者祝賀会、耳の日大会で、高齢聴覚障がい者の生活を考える居場所作り活動にも力を入れており、聴覚障がい者に関わるあらゆる事業に取り組んでおります。

また、佐世保市から委託を受け、手話通訳者養成講座や聴覚障がい者生活支援事業などを実施しております。手話言語条例が施行されてから約2年が経ちましたが、まだまだ手話通訳者が足りません。聞こえる人も聞こえない人も、共に支え合って暮らしていけるような社会をめざして、皆さんもまずはあいさつやありがとうなど簡単な手話から学んでみませんか？

障がい福祉だより
Vol.5　2020年12月特集号

〒857-0042　佐世保市高砂町5-1
佐世保市保健福祉部障がい福祉課
TEL 0956-24-1111（代表）　FAX 0956-25-2281
ホームページ：http://www.city.sasebo.lg.jp
メール：syogai@city.sasebo.lg.jp

やめたくてもやめられない…もしかして依存症かも!?

ひとりで悩まずに相談してみませんか?



依存症とは…

依存症は脳の病気です。

日常生活に支障があるにも関わらず、アルコールや薬物、ギャンブルなどにのめりこんで、やめたくてもやめられず、自分でコントロールできなくなる脳の病気です。

依存傾向が高まると、その行為を続けるために仕事に行けなくなる、借金をする、行為を隠すために嘘をつく、家庭生活の不和など、対人関係を中心としたトラブルが起きやすくなり、社会生活に支障をきたすようになります。

依存症からの回復はやめ続けることです。

依存症を治す薬はありません。唯一の方法は「やめ続けること」です。しかし、一人でやめ続けることは難しいので、専門の医療機関で治療プログラムを受けたり、自助グループにつながることが大切です。

また、周囲の方はいくら本人を責めても問題は解決せず、「叱責」「処罰」「借金の肩代わり」などは状況を悪化させるばかりです。本人の回復の必要性を自覚するまでには、時間がかかることから、まずは、周囲の方が自助グループや病院、保健所に相談し、「適切なサポート」の方法を知ることから始めましょう。



◆自助グループ◆（依存症本人または家族同士が体験を共有しながら回復を目指します）

自助グループでは、同じ立場にある人に自身の悩みを聞いてもらったり、他の参加者の経験を聞いたりすることで気持ちの整理をするきっかけになります。ご本人・ご家族が参加できるグループがあります。参加は無料です。予約は必要ありません。お気軽にご参加ください。ご相談やお問い合わせは障がい福祉課へどうぞ。



断酒会

アルコール依存症当事者と家族のグループ

●第2・4火曜日　13：30～　中央保健福祉センター（住所：高砂町5-1）

●第1土曜日　19：00～　させぼ市民活動交流プラザ（住所：戸尾町5-1）
第3日曜日　13：30～

GA佐世保

ギャンブル依存症当事者のグループ

●毎週水曜日　19：00～　させぼ市民活動交流プラザ（住所：戸尾町5-1）

ギャマノン結～ゆい～ 佐世保

ギャンブル依存症に悩む家族や友人のグループ

●毎週水曜日　19：00～　させぼ市民活動交流プラザ（住所：戸尾町5-1）

ギャンブル等依存症夜間ミーティング

会の進行は病院の精神科医師が行います。ギャンブル等依存症当事者と家族等が一同に集い、体験談を中心に自由に話をしてもらう形式です。自分の話はパスすることもできます。本名を名乗ることなく、匿名での参加もできます。

●第2・4月曜日　18：30～20：00
中央保健福祉センター　3階デイケア室
（住所：高砂町5-1）

※（祝日、年末年始はお休み）
心理療法、カウンセリングではありません。
令和3年4月以降の日程については、障がい福祉課にお問い合わせ下さい。

ひきこもりの理解と支援のために



ひきこもりとは…

厚生労働省の定義では、ひきこもりとはさまざまな要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態をいいます。

抱え込まず、まずご相談ください

本人や家族だけで、悩んだり、抱え込まず早めに相談機関へ相談しましょう。

- 不安な事がいっぱいで何から手をつけていいのかわからない
- 生活するお金がなくて困っている
- まず一歩を踏み出したい
- 同じ体験をしている仲間と出会いたい
- 仲間と趣味を共有したい
- 居心地のよい場所をみつけたい
- 進学や就職をしたい
- 不安や緊張をやわらげたい
- 人との関わり方を学びたい
- 情報や知識を得たい
- 就職活動のやり方を学びたい

佐世保市障がい福祉課
☎0956-24-1111
住所　高砂町5-1

社会福祉協議会
☎0956-23-0265
住所　八幡町6-1

フリースペース ふきのとう
☎0956-25-6222
住所　京坪町8-1　2階

させぼ若者サポートステーション
☎0956-25-3490
住所　松浦町2-21　2階

難病について



（1）指定難病について

平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が施行され、医療費助成の対象とする疾患は新たに指定難病と呼ばれることとなりました。令和元年7月から医療費助成制度の対象疾患は333疾患に拡大しています。申請等につきましては、長崎県のホームページをご確認ください。

（2）障害者総合支援法の対象疾患について

平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に定める障がい児・者の対象に、難病等が加わり、障がい福祉サービス等の対象となりました。令和元年7月から対象となる難病が361疾患となっています。障がい福祉サービスについては、障がい福祉課までお問い合わせください。

（3）相談機関について

長崎県難病連絡協議会（難病連）　県北支部ができました。難病のことについて、ご本人・ご家族・支援者の方々のご相談に対応しています。また、毎月第3土曜日（13：30～15：30）には、難病カフェを開催しておりますので、お気軽にご参加ください。

長崎県国保・健康増進課
☎095-824-1111
住所：長崎市尾上町3-1

佐世保市障がい福祉課
☎0956-24-1111
住所：佐世保市高砂町5-1

長崎県難病連絡協議会　県北支部
☎0956-37-8414
住所：佐世保市栄町4番11号 サンクル1番館2階
月～金（10：00～15：00）